

山口県報

令和8年
1月23日
(金曜日)

山口県選挙管理委員会告示第十九号

衆議院小選挙区選出議員選挙の執行に当たり、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第三項の規定による選挙人名簿の登録について、選挙時登録の基準日を次のとおり定めた。

令和八年一月二十三日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬邦彦

選挙時登録の基準日 令和八年一月二十六日

- 選管告示
- 政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び政見放送の回数
- 選挙人名簿選挙時登録の基準日



山口県選挙管理委員会告示第十八号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第二条第七項の規定により、第五十一回衆議院小選挙区選出議員の選挙において、候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定める。

令和八年一月二十三日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬邦彦

届出候補者の数	基幹放送事業者名	テレビジョン放送
回数	基幹放送事業者名	ラジオ放送
一人又は二人	テレビ山口株式会社 山口朝日放送株式会社	回数
一一	基幹放送事業者名	ラジオ放送
一	基幹放送事業者名	ラジオ放送
一	回数	ラジオ放送

三人

テレビ山口株式会社
山口朝日放送株式会社

一

山口放送株式会社

一

令和八年
年一月二
二十三日
印行

発行
行人所

山口県
知事